

## 国家戦略特区における外国人美容師受入れについて

### 1 問題意識

- (1) 外国人労働者受入れの基本政策との関係
  - ア 美容師の業務を専門的、技術的分野と評価することが可能か。
  - イ アの評価ができない場合、基本政策に反してまで受け入れる理由があるか。
- (2) 日本人美容師への影響
  - ア 日本人美容師の雇用、賃金等労働条件に影響を与えないか。
- (3) 滞在期間の限定
  - ア 帰国担保措置をどう講じるか。
- (4) 外国人美容師の業務
  - ア 数年で帰国する者がカット等を担当できるのか。補助業務が主となれば、母国に日本の美容技術を持ち帰ることにならないのではないか。
- (5) 国家戦略特別区域の目的との関係
  - ア 御提案の外国人美容師の就労を認めることが、国家戦略特別区域の目的である産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成とどのような関係にあるのか。
- (6) 適正な管理
  - ア 外国人美容師の人権や労働条件、活動内容等に問題が生じないように、適正な管理を行うことは可能か。
  - イ 運営・監督の主体はどこが行うか。

### 2 業所管庁（厚生労働省）に確認したい事項

- (1) 美容師の業務を専門的、技術的分野と評価することが可能か（労働政策の観点を含めて）。
- (2) 美容師の需給状況等から、外国人美容師受入れの必要性は認められるか。
- (3) 外国人美容師の受入れは、日本人美容師の雇用、賃金等労働条件に影響を与えないか。
- (4) 提案者の提案内容は実現可能性があるか。
- (5) 業所管の立場から、日本料理海外普及人材育成事業における農林水産省のように、（実習）計画の認定、監査及び報告徴収等を行うことは可能か。

### 3 地方公共団体（福岡市）に確認したい事項

- (1) 地域における美容師の需給状況等から、外国人美容師受入れの必要性は認められるか。
- (2) 外国人美容師の受入れは、地域における日本人美容師の雇用、賃金等労働条件

に影響を与えないか。

- (3) 福岡市が、特定伝統料理海外普及事業における京都市のように、運営・監督主体として、実施要領の作成、外国人美容室を受け入れようとする美容室が実施要領に定める要件に適合していることの認定、監査等を行うことは可能か。

## 日本料理海外普及人材育成事業における担保措置

- 業所管省庁（農水省）によるもの
  - ・ 実習計画の認定
  - ・ 受入機関の監査（必要と認めるとき）
  - ・ 特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師に関する情報の提供
  
- 取組実施機関（調理師養成施設）によるもの
  - ・ 受入機関と共同しての実施計画の作成
  - ・ 受入機関の監査（少なくとも半年に1回）
  - ・ 業所管省庁への受入状況の報告（関係省庁含む）
  - ・ 外国人調理師との面接（監査を補完）
  - ・ 外国人調理師が帰国旅費を支弁できないときの負担
  - ・ 活動の継続が不可能となった場合における活動継続のために必要な措置
  
- 実習計画の内容
  - 1 日本料理の知識及び技能の修得のための計画及び施設に関する事項
  - 2 在留中の住居の確保に関する事項
  - 3 日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項
  - 4 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
  - 5 外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
  - 6 外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
  - 7 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
  
- 認定の要件
  - 1 計画の内容が期間全体を通じて効果的な日本料理の知識及び技能の修得が可能と認められること
  - 2 日本料理の修得期間を2年以内としていること
  - 3 受入れ人数を1事業所当たり2人以内としていること
  - 4 日本人と同等額以上の報酬を受けること 等